

第2次

尼崎市男女共同参画計画



平成 24 年度～平成 28 年度

尼 崎 市

男女共同参画社会の実現をめざして

男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。



計画の策定にあたって

○ 計画の目的

本市においては、固定的な性別役割分担意識が依然として残っているなど、男女共同参画社会の実現に向けてなお一層の努力が必要とされる状況を勘案し、平成17年12月には「尼崎市男女共同参画社会づくり条例(平成17年尼崎市条例第59条)」を制定しました。

この条例の理念を具体化するため、平成19年4月に策定した「尼崎市男女共同参画計画」(第1次)を推進してきましたが、男女共同参画社会づくりの取組みをさらに実効性のあるものとしていくため、第1次計画を引き継ぎ、男女共同参画促進施策等を総合的かつ計画的に実施していくための行動計画として、「第2次尼崎市男女共同参画計画」を策定します。

○ 計画の位置づけ

本計画は、「尼崎市男女共同参画社会づくり条例」第9条及び「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく計画です。

○ 計画期間

計画期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。